# 実践総合農学会 ニュースレター②

# 環境保全型農業をめぐる問題をどう捉えるか

山極 榮司(実践総合農学会会長)

### 1. 環境保全型農業の展開

#### (1) 環境保全型農業

地球温暖化問題をはじめとする人類の生存を脅かす多くの環境問題に対応すべく、平成4年(1992年)の「国連環境開発会議」(地球サミット)においては、環境と開発を統合し、持続可能な開発を進めることが人類の安全で繁栄する未来への道であることを確認し、「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」等の採択がおこなわれた。これは地球規模での環境危機に対する全人類的挑戦とも言える。

農業についてみれば、市場原理に基づく経済合理性の一方的追究の下で発展してきた近代農業が、大型化、機械化、化学化、装置化を進め、エネルギーの投入の増加を伴って、単作化、連作化を推進し、耕地生態系を単純化してきた。そしてこのことが、農業が環境に様々な負荷を与え、また、農産物に対する消費者の安全・安心感を損ねてきた背景ともなっている。

持続可能な農業は、今日、世界の農業の目指すべき方向であり、その具体的なあり方は各国農業のおかれている自然的条件、社会経済的条件に応じて EU の低集約化・持続型農業、米国の低投入・持続型農業等、様々である。

我が国においては、平成 4 年に農林水産省は「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)を策定し、その中で国全体として環境保全型農業を推進すべきとの考え方を明確にした。環境保全型農業は「農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」(農林水産省環境保全型農業推進本部「環境保全型農業推進の基本的考え方」)であり、持続可能な農業を目指して展開されている日本の農業の追究すべき姿ということができる。

そして、この環境保全型農業を確立するための施策として、新政策では次の3点を挙げている。第1は「環境への負荷軽減に配慮したより効率的な施肥・防除を推進するために、施肥基準や、病害虫防除要否の判断基準の見直しをおこなうこと」。そして第2は「産・官・学が連携して、環境保全型農業技術の関する研究開発をおこなうこと」。そして第3は「地力の維持・増進と未利用有機物資源のリサイクル利用を推進すること」を掲げている。

平成11年に成立した「食料・農業・農村基本法」においては、「農業の持続的な発展に関する施策」(第21~33条)を定め、「自然循環機能の維持増進」(第32条)について具体的に「国は、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能)の

#### 本号の目次

- ◆環境保全型農業をめぐる問題をどう捉えるか(山極榮司)…1/◆実践総合農学はどこに行くのか(門間敏幸)…4
- ◆実践総合農学会 2006 年度事業報告…6/◆実践総合農学会 2006 年度決算報告…7
- ◆実践総合農学会 2007 年度事業報告…7/◆実践総合農学会 2007 年度決算報告…10
- ◆実践総合農学会 2008 年度事業中間報告…10/◆実践総合農学会 2008 年度事業計画…11
- ◆実践総合農学会 2008 年度予算計画…12/◆実践総合農学会第3回地方大会(角田)プログラム…14
- ◆実践総合農学会会則…16/◆実践総合農学会役員名簿…18/◆事務局からのお詫びとお願い…20

維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排泄物等の有効利用による地力の増進、その他必要な施策を講ずるものとする。」と述べている。これらを受けて、いわゆる環境三法などの関連法律が制定された。

さらに、平成 12 年には「中山間地域直接支払制度」が制定され、生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念が大きい農用地を対象として、農業生産の維持と農業の持つ多面的機能の確保を図るための農業活動を支援するための対策が導入された。

さらに環境保全型農業の今後の推進に関連するものとして、(i)農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(有機農産物の検査制度・表示制度創設等のための改正)(平成11年7月)、(ii)循環型社会形成推進基本法(平成12年5月)、(iii)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年5月)等も制定・改正されてきた。平成12年8月、全国環境保全型農業推進会議(民間レベルで生産・流通・消費・学会等の各分野の有識者で構成)において、「エコファーマー」認証制度が提案され、その認定数は急速に増えて、平成19年9月には15万4,695名に達している。

平成 17 年には、新しい「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を平成 17 年 3 月に制定し、各種支援策を実施する際の要件とするなどの措置がとられている。また、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るために、国民共有の財産である農地・農業用水等の資源とその上で営まれる営農活動を一体として、国民の理解を得つつ、その質を高めながら将来にわたり保全するための「農地・水・環境保全向上対策」(日本型直接支払い)が平成 19 年から開始された。なお、平成 18 年 12 月には有機農業法が成立する。

#### (2) 有機農業の登場と有機農業推進法の制定

我が国の環境保全型農業は「有機農業」をその中の一形態として位置づけて、その推進が図られている。 典型的な有機農業は無農薬・無化学肥料栽培であるが、数々の創意工夫、消費者の理解と協力の下に徐々 にではあるが発展しつつあった。

当初、農業近代化に強く異議を唱える少数派の運動としてスタートした有機農業は、次第にその輪が広がり幅広い人々の支持を受けるようになって、社会的存在に成長していった。このような状況の中で、平成11年12月には有機農業との併走を志に掲げて「日本有機農業学会」が誕生した。そして設立趣意書では、「有機農業を理論的かつ実践的に研究してこられた方」「今後、有機農業の世界を共に担おうとする方々」に参加を呼びかけている。このような情勢のなかで平成18年12月に、「有機農業の推進に関する法律」(有機農業推進法)が超党派の有機農業推進議員連盟による議員立法として成立した。

この法律では、有機農業の推進に関する基本的な事項として、①農業者が有機農業に容易に従事できるよう、各種支援策の充実と積極的な活用を推進。②農業者・その他関係者が容易に有機農業の生産、流通または販売に取り組めるよう関係者間の橋渡しを推進。③消費者が容易に有機農業により生産された農産物を入手できるよう情報の受発信、適性表示を推進。④食育や地産地消、農業体験学習等を通じて有機農業者等と消費者の交流・連携を促進。⑤有機農業者等の意見の反映に努めると共に地域の実情、関係者の意向等に留意し有機農業を推進、等が示されている。

#### 2. 環境保全型農業施策の評価と課題

#### (1) 環境保全型農業施策の評価

これまでの環境保全型農業施策に関する評価として農林水産省生産局環境保全対策室は以下のようにとりまとめている。

#### 1)環境保全型農業の取り組み実態から見た評価

エコファーマー等環境保全型農業に取り組む農業者は確実に増加し、平成19年9月末現在、15万4,695件に達しているが、一方で、特別栽培農産物や有機農産物の栽培等、環境負荷の大幅な低減に資するレベルの高い取組の実施割合は低く、全体から見れば依然として点的な取組に留まっている。

これは、環境負荷の大幅な軽減に資する先進的な取組の実施に当たって、「労力がかかる」、「技術的に安定するまでの間は収量が減少したり、品質が低下する」、「資材コストがかかる」といったことに加え、

有利な販売価格を確保することが難しく、慣行栽培並みの所得を確保できないことが要因となっていると 考えられる。今後、環境保全型農業の一層の拡大・定着を図るためには、継続的な生産活動が可能となる ような環境の整備を図っていくことが求められている。

#### 2) 技術の開発, 導入実態から見た評価

独立行政法人や都道府県における、国の委託プロジェクト研究の実施や農業者が主体となった技術実証等により、数多くの化学肥料や農薬の低減技術が開発されている。

また、開発された技術については、実証圃の設置や持続農業法に基づく持続性の高い農業生産方式を構成する技術への追加等によりその普及を図っており、こうした取組の結果、例えば化学合成農薬の低減に資する生物農薬については最近10年間で2.5倍程度、フェロモンについても5倍程度と増加している。しかしながら、こうした生物農薬等の出荷額は、全体から見れば1%以下にすぎず、今後、化学合成農薬と生物農薬を組み合わせた体系的な防除の一層の推進を図っていくことが必要である。

#### 3) 化学肥料, 化学合成農薬の使用実態から見た評価

環境保全型農業の取組の増加や食味を重視した水稲栽培の普及にともない、単位面積あたりの化学肥料の使用量は20年間で1割程度減少している。また、単位面積当たり農薬出荷量については、より少量でも防除効果の高い農薬が開発されてきたこと等もあり、20年間で約4割減少している。一方、温暖多雨で病害虫・雑草の発生が多く、農薬を使用しない場合の減収が大きいこと、集約的な農業がおこなわれていること等から、我が国の単位面積あたりの農薬使用量は欧米に比べ多い。

#### 4) 環境への影響から見た評価ー地下水等水質の改善(地下水)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水環境基準の超過率については、平成 11 年度以降、4~6%台で推移している。汚染原因が特定または推定された事例については、その9割が施肥が汚染原因の1つとしてあげられている。汚染原因が把握された地域では、土壌診断や施肥指導等の一連の対策が講じられているが、改善までには一定の期間を要することから、現時点では水質の改善までに至っている事例は少ない。

#### 5) 環境への影響から見た評価ー地下水等水質の改善(湖沼)

農業分野においても農業濁水の流出防止、化学肥料・化学合成農薬の大幅な低減等を実施する取組等の推進により、湖沼へ流入する負荷の低減が図られており、徐々にではあるが水質が改善されている地域も見られるものの、湖沼の水質改善には一定の時間を要することから現時点では環境基準の達成までには至っていない。

#### 6) 環境への影響から見た評価-生物多様性の保全

近年,農村に生息する生き物など,生態系の保全の観点から環境保全型農業を推進する取組が各地で見られる。しかし、環境保全型農業の取組効果を定量的に表す科学的指標が未開発であること等から環境保全型農業の推進による生物多様性の保全効果に関する知見は十分に蓄積されているとは言えない。

#### (2) 環境保全型農業の推進に当たっての課題

農林水産省は生産局長の私的諮問機関として設置された「今後の環境保全型農業に関する検討会」(座長:熊澤喜久雄東京大学名誉教授)において、化学肥料や化学合成農薬の低減等による環境負荷の低減の視点のみならず、地球温暖化防止や生態系保全等の環境問題に積極的に貢献していく視点も踏まえつつ、

- ① 農地土壌の有する公益的機能(作物生産機能,炭素貯留機能,物質循環機能,水質・大気の浄化機能,生物多様性の保全機能)と土壌管理のあり方
- ② 環境保全を重視した農法への転換を促進させるための施策のあり方について検討が進められた。

今後は、環境保全型農業の実態を正しく認識し、公正な評価を通じて今日的な役割が十分果たせるよう施策の充実、強化を図っていくことが必要であろう。そのためにも、環境保全型農業の向かうべき目標と道筋を明確にすると共に、その達成に必要な施策のあり方を再構築することが重要である。このため、広い視野から土壌資源の持続的維持・活用に関する総合的かつ整合性のとれた施策の体系化と効果的な実施方式や推進体制の整備が必要であろう。その際、地力増進法の運用の活性化についても十分配慮する必要があろう。

# 実践総合農学はどこに行くのか

門 間 敏 幸 (実践総合農学会事務局長)

2004年11月の学会設立以来、すでに4年が経過した。私は、この間この学会を持続的に発展させるため、事務局長として活動を支えてきた。こうした活動の背景には、農家の経営の持続的発展、日本の農業の持続と食料自給力の向上、消費者や食品企業と一体で日本の食を守る、そして農業を支える地域の環境を守るという大きな使命感があり、こうした課題を実現できるのは実践総合農学会しかないという強い思いがある。また、若手研究者にもこうした困難な問題に挑戦し、その成果を広く社会に発信して欲しいという思いもある。

私自身、新しい多様な担い手が出現していく中で、農業経営学の学的体系のイノベーションが不可欠であると考え、新たな理論開発の方向について研究している。しかし、今の私に「実践総合農学の学的体系をどのように考えたら良いのか」と問われたら、はたと困ってしまう。山極会長からも実践総合農学の学的体系を、そろそろ学会として提示すべきではないかと問題提起されてきた。そのため、実践総合農学の学的体系の方向性に関する手がかりを解明することを目的に、2008年6月の総会とそれに引き続いて開催したシンポジウムのテーマを「わが国農業の再生と実践総合農学の課題ー現場で役立つ技術とは一」に決定し、実践総合農学の学的体系構築の足がかりにしようと考えた。

そのため、実学としての農学のあり方を生涯模索し続けた横井時敬の実学に対する考え方を、現在の横井研究の第1人者である学校法人東京農業大学の理事長である松田藤四郎氏に論じてもらった。次に農業生産技術を中心とした指導の限界を悟り、自ら農家が生産した農産物の販売を手がける会社である株式有限会社生産者連合デコポンを立ち上げ、消費者と向き合う農業の構築を目指す活動を展開している井尻弘氏にその思いと活動内容を報告していただいた。次に一貫して水稲の生理と栽培研究に取り組み、日本の稲作の発展を学術面から支えてこられた石原 邦氏には作物栽培から見た実践総合農学の実用性について論じていただいた。最後に、試験研究機関で実践的な技術開発の担い手または推進役として活躍された後に、日本農業のイノベーションの担い手の苦闘の歴史を記録し続けている西尾敏彦氏からは現場から生まれた農業技術の視点から実践総合農学のあり方を論じていただいた。

総合討議は役不足であったが私が担当した。報告時間 30 分という短い時間の中で、いずれの報告者からも内容豊富な問題提起を行っていただいた。私の独断と偏見であるが、その主張するところは、次のように評価することができる。

松田氏は特に横井時敬の実学精神を支えたルーツとして青年横井の熊本で過ごした青年期の重要性を指摘した。西洋合理主義との出会いと、経験もしくは体験を重視する日本的な精神を受け継ぎ横井の実学主義が出てきたことを指摘している。この報告から私が感じたのは、複雑な社会、技術を総合的に見るためには、自らの評価の基準、すなわち評価哲学が必要であるという点である。実践総合農学の評価哲学は、まわりと調和しながら持続的な発展を実現できる農業の確立に置くべきである。このように農業の発展方向を定めることにより、環境保全型技術の重要性、収奪的でない持続的農業を発展レベルが異なる他の地域、同地域の次世代に伝えることの重要性を共通の目標に据えることができる。また、経験主義と科学主義は車の両輪であり、実践総合農学では、管理された実験結果は常に総合的な環境下にある実際の農業経営の場面で検証すべきである。

井尻氏の報告は単純明快であり、技術や経営というものは最終のユーザーである生活者のフィルターを通して評価すべきであり、従来と異なる評価の考え方が必要となる。生産者連合デコポンの基本理念は、「楽しい農業の実践」「次の世代につなぐ農業の実践」「美味しさと安全の追求」であり、「農業を楽しくすること」と「農業の活性化」に取り組んでいる。そのためには農業を魅力ある職業にするとともに、農業の役割に気づき農業を楽しめる人たちが農業をする時代になっていることを主張している。井尻氏の主張を聞きながら、実践総合農学のあり方を考えた場合、一つは消費者の求める農業を追求することによって農業の役割や使命、そして消費者が求めることが理解でき、楽しい農業の実践に繋がるという発想が重要であることを痛感した。経済学的に言えば、消費者の効用を極大化するような農業生産を目指すことになるが、消費者の効用の構成要素としては、通常の価格と所得といった要因以外に、安全性、鮮度など、

それぞれトレードオフ関係にある要因を考慮した農業が必要になる。

石原氏の報告は、20世紀の近代農法を中心とした水稲栽培技術から、21世紀の環境保全型農業、有機農業の展望を作物栽培の視点から行っている。特に報告では、人間の生産活動における客観的法則性の意識的適応である技術と、主観的、個人的恣意的なもので熟練によって獲得される技能との区別の重要性を指摘している。また、生産とは技術と技能が統一されて実現されるものであり、新たな技術には新たな技能が要求され、技能が技術化することによって生産力は上昇することを示している。まさに、こうした石原氏の主張は実践総合農学のめざすところを端的に表現しており、<客観的科学による農業技術の開発→新たな技能の要求→技能の技術化→生産力の向上>という技術と技能のフィードバックループを回すために、研究者、普及員、農家の連携を高めることに実践総合農学会の価値を見いだす事ができる。

西尾氏の報告は、保温折衷苗代から稚苗田植機の開発にいたる一連の技術開発の流れを評価し、農業を動かす革新技術の成立要件として、現場の存在、向上心と創造意欲、水平的な思考、周辺農家との交流、技術の総合化が重要であることを指摘した。そして、戦後農業技術の反省として、①国家管理的技術開発(試験場技術の偏重)、②実験科学の偏重、③広域(ひら場)技術偏重で、畑作・中山間農業・ローカル農法の切り捨て、④物質循環(フロー)視点の欠如による廃棄物処理問題、地下水汚染、環境汚染の発生、⑤動脈技術の偏重(静脈技術の軽視)を整理した。その中で、現場と試験研究の乖離、試験場研究の短期化・巨大化、機器依存体質、要素還元的研究手法の横行と作目別研究体制(総合的視点の軽視)となり、現場と技術開発が乖離したことを指摘している。また、農業の歴史を動かした技術革新には現場の農家と、農家との関わりが深い現場に近い研究者が大きな役割を果たしていることを述べている。こうした西尾氏の指摘からは、ローカルな視点で問題を解決することが革新技術の開発に繋がる可能性を示している。農家による技能と技術の一体化、技能を技術に一般化できる現場に近い研究者の存在が、いかに農業技術の開発現場では重要であるかを示すものである。実践総合農学は、ローカル技術の革新を通して農業を動かす技術の創造を目指すべきであることを西尾氏は主張している。

今回のシンポジウムでの報告と討議を踏まえて、「実践総合農学はどこに行くのか」という本論のテーマについては、次のような方向での具体的な研究・実践・普及戦略の策定が重要であると言うことができよう。

- 1) 実践総合農学の哲学は、環境の保全と資源の循環的活用を基本とした持続可能な農業の創造におくべきである。これによって、資源浪費型・経済効率優先の収奪的農業からの離脱を目指すことができる。
- 2)経験主義(技能)と科学主義(技術)の統合による総合技術の確立を目指す。技術は技能によって営農現場でその効果を発揮し、技能は技術によって普及のためのエンジンを与えられる。多くの人々・地域に広がる。技術は知識のknow-howを科学的に一般化し、技能は技術のdo-howを一般化する。
- 3) 国民が食から受け取る効用の多様な構成要因を正しく把握し、国民がより高い効用を得られるように食を供給する。国民は決して安価な食料の供給によってだけその効用を高めるのではなく、安全・安心、安価、高品質な農産物や食品の消費によって生産者や生産地の持続的発展等が確保できるということも、効用を高める重要な要因となる。
- 4) ローカル技術の革新による農業を動かす技術の創造を目指す。本来、農業技術は地域の気象条件や自然条件に大きく規定されるものである。そのため、実践的な技術は、本来、現場で開発すべきものである。地域の問題を解決できる技術を地域で開発して普及する、これが実践総合技術開発の本来の姿である。最初から一般技術を開発するのではなく、まず問題解決型のローカル技術を創造して、次のローカル技術を一般化して他地域に普及するという方向での技術開発の効率は高いであろう。
- 5) 農業を動かす技術の多くは、農家と現場に近い研究者が生み出している。西尾氏の研究がこのことを証明している。どのようにすれば、現場の農業を動かす技術を創造することができるか、早急にその仕組みを構築しないと現場の農業と技術の受け皿である担い手は消滅してしまう。

# 実践総合農学会 2006 年度事業報告

#### 1. 大会の開催

### 第1回地方大会(熊本)

開催期日:平成18年12月15日(金)~17日(日)

エクスカーション 田辺農場・木之内農場視察

基調講演 (三和酒類会長 西 太一郎)

テーマ:グッド・スピリッツー企業活動の原点の見直しー

全体シンポジウム

テーマ:日本の農業・食料を支えるトップランナーの挑戦

第1報告 女性起業家の挑戦(田辺 美代子(日進温室組合ハーブセンタースマイルmama所長)

第2報告 新規就農に挑戦 (木之内 均 ((有)木之内農園 代表))

第3報告 いち豆腐屋の挑戦 (庄司 憲一 (㈱豆の力屋代表))

第4報告 博多あまおうの輸出に挑戦(青柳 善磨(JA全農ふくれん)

第5報告 地域農業を支える新技術に挑戦 (山川 理(独)九州沖縄農業研究センター 所長)

パネルディスカッション

コーディネーター 三輪 睿太郎 (東京農業大学)

コメンテーター 中原 秀人(福岡県農業総合試験場)

後藤 一寿((独)九州沖縄農業研究センター)

#### 個別報告. 地域課題シンポジウム

個別報告

地域課題シンポジウム 1

テーマ:食農を軸とした食育の実践・熊本発

コーディネーター 有薗 幸司(熊本県立大学)

#### <報告者>

- 1. 食育アイランド九州 (中田 哲也 (農林水産省九州農政局))
- 2. 農の生命力と農の素晴らしさを体験で学ぶ(宮田 研蔵(食と農の体験塾))
- 3. みんなで楽しい!地域に根ざした学校からの食育(松本 珠美(上天草市立上小学校))
- 4. 楽しく食べよう!豊かに暮らそう! (村上 千幸(社会福祉法人喜育園立山東保育園))
- 5. 農業高校における地域社会と連携した食育活動(田畑 淳一(熊本県立鹿本農業高等学校)) 6. コープ熊本における食農を軸とした食育の実践(毎熊 知子(熊本県立大学ACCESS研究員・コープ 熊本食の安全委員会委員長))
- 7. 地域食育の実践における企業の役割(平 幸一(株式会社 丸美屋))

#### 地域課題シンポジウム2

テーマ:農業と食品加工の連携と共創を考える

コーディネーター 後藤 一寿((独) 九州沖縄農業研究センター)

### <報告者>

- 1. 異業種連携による食料産業クラスター形成と共創の考え方 後藤 一寿((独)九州沖縄農業研究センター)
- 2. 地場産農産物を活用した食品加工の展開と商品開発支援 堤 えみ (熊本県食品加工研究所)
- 3. リサイクルによる食品産業と農業の連携の可能性 相原 貴之((独)九州沖縄農業研究センター)
- 4. 食料産業クラスター形成に向けた食品企業の取り組み 上村 和也 (株式会社 丸美屋)

#### ○熊本県内の農業高校生の活動実践パネル展示

# 実践総合農学会 2006 年度決算報告



# 実践総合農学会 2007 年度事業報告

### 1. 総会及び大会の開催

#### 1) 総会

開催期日 平成19年7月28日(土) 11:00~12:00

開催場所 東京農業大学1号館メディアホール

議題 1.2006 年度活動報告

- 1) 2006 年度一般活動報告
- 2) 2006 年度各種委員会報告

- 3) 2006 年度決算報告
- 2. 2007 年度活動計画
  - 1) 2007 年度一般活動計画
  - 2) 2007 年度各種委員会計画
  - 3) 2007 年度予算計画
- 3. 役員の改選について

出席者数 40名

#### 2) 大会シンポジウム

開催期日 平成19年7月28日(土) 13:00~17:15

開催場所 東京農業大学1号館メディアホール

テーマ「わが国の食料自給を高める方法はあるかーその基本理念とシナリオー」

第1報告 世界の食料需給はどうなるか(東京農業大学准教授 金田 憲和)

第2報告 わが国の食料自給を高めるシナリオ (農林水産政策研究所上席主任研究官 吉田 泰治)

第3報告 わが国の食料自給を高める技術開発戦略 ((独) 農業・食品産業技術総合研究機構 理事長 堀江 武)

第4報告 消費者は本当に国産を求めているか(東京農業大学講師 上岡 美保)

第5報告 地産地消で食料自給は高まるか(東京農工大学准教授 野見山 敏雄)

コメンター 三輪 睿太郎 (東京農業大学 教授)

<総合計議>

出席者数 153名

#### 3) 第2回地方大会(富士宮)

開催期日: 平成19年12月15日(土)~16日(日)

開催場所:静岡県富士宮市民文化会館

第1日目 12月15日 (土) 基調講演・全体シンポジウム

基調講演 牧 恒雄(東京農業大学 教授)

講演テーマ:バイオマスエネルギーの地産地消

<全体シンポジウム>

テーマ: 地方での農業とバイオマスエネルギーの循環システム構築への挑戦

- ①バイオマスエネルギー政策の現状と課題 ((独) 農業・食品産業技術総合研究機構 バイオマス研究センター センター長 片山 秀策)
- ②富士宮市におけるバイオマスエネルギーの地産地消

(静岡県富士宮市フードバレー・政策推進課長 深澤 好幸)

③岩手県葛巻町における木質バイオマスの利用

(岩手県葛巻町 農林環境エネルギー課 環境エネルギー室 吉澤 晴之)

④北海道千歳市における牛糞のメタン発酵

(北海道千歳市 細澤牧場代表理事 細澤 伸一)

(5)岩手県奥州市における米のエタノール化の取組み

(岩手県奥州市 総合政策部地域エネルギー推進室長 菅原 浩)

⑥宮崎県における鶏糞発電の取組み

(宮崎県都城市 南国興産(株)環境対策室長 津曲 靖紘)

⑦静岡県の農業高校における新エネルギーへの取組み

(静岡県磐田市 磐田農業高校教諭 森田 泰次)

総合討議(司会:牧 恒雄)

第2日目 12月16日(日)

地域課題シンポジウム (9:00~13:00)

#### テーマ:担い手農家が描く日本の農業の姿と本当に必要な政策とは

(討論分野と参集範囲)

「水田作」――わが国の水田作農業を代表する企業的農家,関係者,学会員 農家代表ー面川 義明(宮城県角田市),鈴木 勝(静岡県袋井市)

「畜産」 ― わが国の畜産を代表する全国ならびに富士宮市の農家、関係者、学会員 農家代表 ― 中洞 正 (酪農・岩手県宮古市) , 向山 茂徳 (山梨県甲斐市・養鶏) 村石 愛二 (千葉県いすみ市・肉用牛・養鶏) , 松下 克己 (静岡県富士宮市・酪農) 桑原 康 (静岡県富士宮市・養豚)

「お茶」――わが国のお茶生産を代表する静岡県ならびに富士宮市の農家,関係者,学会員農家代表ー後藤 義博(静岡県沼津市),杉山 弘子(静岡県富士宮市)土井 治(静岡県富士宮市)

「住民参加型農業」――全国各地ならびに富士宮市で住民参加型農業に取り組んでいる農家 関係者,学会員,農家代表-加藤 義松(東京都練馬区体験農園) 長谷川 忠夫(静岡県富士宮市)

#### 個別研究報告 13 課題

#### 2. 理事会の開催

開催期日 平成19年7月28日(土) 11:00~12:00

開催場所 東京農業大学本部 4 階大会議室

議題 1. 2006 年度活動報告

- 1) 2006 年度一般活動報告
- 2) 2006 年度各種委員会報告
- 3) 2006 年度決算報告
- 2. 2007 年度活動計画
  - 1) 2007 年度一般活動計画
  - 2) 2007 年度各種委員会計画
  - 3) 2007 年度予算計画
- 3. 役員の改選について

出席者数 14 名

#### 3. 委員会の開催

- 1) 総務委員会(大会・シンポジウム・理事会運営)
- 2) 財務・会計委員会
- 3) 学術委員会(学術論文の審査)
  - ●学術論文の受理状況 研究論文3編を学会誌第4号に掲載。
  - ●学術論文の審査状況 研究論文3編(審査準備中1,審査中1,審査終了1) 報告論文9編(審査中2,審査終了7)
- 4) 編集委員会・技術開発委員会 (学会誌の編集)

学会誌「食農と環境」第4号刊行

# 実践総合農学会 2007 年度決算報告

### 実践総合農学会 平成19年度決算報告

(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

収入の部 (単位:円)

4270	יוםי					(+12.11)
呑	4 目		予算額	決算額	差 異	備考
会 費	1 収	入	1,740,000	1,225,000	515,000	
	正 会	員	1,500,000	1,128,000	372,000	3,000円×376(17·18年度未納分含む)
	学生会	員	90,000	40,000	50,000	2,000円×20
	賛助会	員	75,000	15,000	60,000	3,000円×5
	購読会	員	75,000	42,000	33,000	3,000円×14(18年度未納分含む)
会 誌	販	売	500,000	204,180	295,820	
広 告	中収	入	200,000	0	200,000	
協	賛	金	1,500,000	1,754,550	△ 254,550	学校法人東京農業大学より
大会参	∮加 費 収	入	500,000	193,000	307,000	参加費、資料代等
前年月	度 繰 越	金	864,656	864,656	0	
収入	の部合計	+	5,304,656	4,241,386	1,063,270	

支出の部 (単位:円)

110								
科目				予算額	決算額	差 異	備考	
会	議		費	100,000	28,560	71,440	理事会、各委員会等	
総会	・シンホ゜シ゛	ウム開イ	崔費	200,000	40,920	159,080	講師交通費等	
大	会 開	催	費	800,000	243,450	556,550	会場利用料、講師交通費等	
会	誌 発	行	費	3,500,000	1,754,550	1,745,450	学会誌4 <del>号</del>	
名	簿 作	成	費	50,000	0	50,000		
事	務		費	100,000	119,856	△ 19,856	消耗品等	
通	信		費	150,000	109,570	40,430	郵便、宅配便等	
予	備		費	254,656	0	254,656		
次:	年 度 絹	梨 越	金	150,000	1,944,480	△ 1,794,480		
支	を出の部	合言	+	5,304,656	4,241,386	1,063,270		

### 会計監査報告

平成19年度実践総合農学会会計の監査をおこなった結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

平成20年 6月23日 監事 <u>武政 邦夫</u> 印

監事 清水 昂一 印

# 実践総合農学会 2008 年度事業中間報告

### 1. 総会及び大会の開催

#### 1)総会

開催期日 平成20年6月28日(土) 12:15~13:00

開催場所 東京農業大学図書館4階視聴覚ホール

議題 1.2007年度活動報告

- 1) 2007 年度一般活動報告
- 2) 2007 年度各種委員会報告

- 3) 2007 年度決算報告
- 2. 2008 年度活動計画
  - 1)2008年度一般活動計画
  - 2) 2008 年度各種委員会計画
  - 3) 2008 年度予算計画
- 3. 役員の改選について

出席者数 34名

#### 2) 大会シンポジウム

開催期日 平成20年6月28日(土) 13:00~17:00

開催場所 東京農業大学図書館4階視聴覚ホール

テーマ わが国農業の再生と実践総合農学の課題ー現場で役立つ技術とは一

第1報告 横井時敬の実践総合農学 (学校法人東京農業大学理事長 松田 藤四郎)

第2報告 生産者の連合による夢のある農業経営への挑戦(株式会社 生産者連合 デコポン代表取締役 井尻 弘)

第3報告 作物栽培から見た実践総合農学の実用性(東京農工大学名誉教授 石原 邦)

第4報告 現場から生まれた農業技術と実践総合農学 (実践総合農学会顧問 西尾 敏彦)

<総合討議>

出席者数 240 名

#### 2. 理事会の開催

開催期日 平成20年6月28日(土) 11:00~12:00

開催場所 東京農業大学図書館3階会議室

議題 1. 2007 年度活動報告

- 1)2007年度一般活動報告
- 2) 2007 年度各種委員会報告
- 3) 2007 年度決算報告
- 2. 2008 年度活動計画
  - 1) 2008 年度一般活動計画
  - 2) 2008 年度各種委員会計画
  - 3) 2008 年度予算計画
- 3. 役員の改選について

出席者数 14 名

#### 3. 委員会の開催

- 1) 総務委員会(大会・シンポジウム・理事会運営)
- 2) 財務・会計委員会
- 3) 学術委員会(学術論文の審査)
- 4)編集委員会・技術開発委員会(学会誌の編集)

学会誌「食農と環境」第5号,第6号刊行

# 実践総合農学会 2008 年度事業計画

- 1. 2008 年度一般活動計画
- (1) 会員数の拡大

正会員 -学会誌掲載論文の多様化(研究論文,報告論文,特集論文など) 広報活動の活発化(ニュースレターの活用) 学会ホームページの充実と更新

地方での学会活動の展開による地方会員の確保

学生会員一個別報告、報告論文、特集論文による研究発表機会の充実

賛助会員-無料広告の掲載など、会員としてのメリットを出して勧誘する

購読会員一定期購読会員についても市販で購入するより多くのメリットを享受できるようにする

#### (2) 2008 年度各種委員会計画

### <総務委員会>

- ・地方大会及び次期大会の企画
- ・理事会、常任理事会の定例的な開催
- ・学会賞の選考について

# 実践総合農学会 2008 年度予算計画

## 実践総合農学会 平成20年度予算案

(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

収入の部 (単位:円)

	科	目		20年度予算額	19年度予算額	差 異	備考
会	費	収	入	1,590,000	1,740,000	△ 150,000	
		正 会	員	1,350,000	1,500,000	△ 150,000	3,000円×450
		学生会	員	90,000	90,000	0	2,000円×45
	賛助会員			75,000	75,000	0	3,000円×25
	購読会員			75,000	75,000	0	3,000円×25
会	誌	販	売	200,000	500,000	△ 300,000	
広	告	収	入	200,000	200,000	0	
協	:	賛	金	2,000,000	1,500,000	500,000	
大会参加費収入			八	200,000	500,000	△ 300,000	参加費、資料代等
前年度繰越金				1,944,480	864,656	1,079,824	
4)	又入の	)部合計	+	6,134,480	5,304,656	829,824	

支出の部 (単位:円)

	科	ŀ	目		20年度予算額	19年度予算額	差	異	備考
会		議		費	100,000	100,000		0	理事会、各委員会等
総会	会・シンオ	゜シ゛	が開	崔費	300,000	200,000	1	00,000	
大	会	開	催	費	800,000	800,000		0	地方大会
会	誌	発	行	費	3,500,000	3,500,000		0	学会誌、ニュースレター
名	簿	作	成	費	50,000	50,000		0	
事		務		費	250,000	100,000	1	50,000	消耗品、論文査読者謝礼等
通		信		費	150,000	150,000		0	郵便、宅配便等
予		備		費	834,480	254,656	5	79,824	
次	年月	<b>吏</b> 糸	喿 越	金	150,000	150,000		0	
3	支出	の剖	3合言	+	6,134,480	5,304,656	8	29,824	

#### (審議事項1)

#### 地方大会の開催について

実践総合農学会は、地域の農業・食料・環境・エネルギー問題の解決と会員の全国的な拡大を目指して地方大会を平成 18 年度から開催してきた。第1回は熊本大会、第2回は富士宮大会と開催し、大きな成功を収めた。

確かにこれまでのように毎年地域を変えて、開催地域に特有なテーマを取り上げて開催するのも意義があるが、もっとテーマを絞り込んで特定の地域で継続的に開催して実際の問題解決に貢献すべきでないかという意見が提起された。

この意見は非常に重要な問題提起であると判断し、三役を中心に検討し、平成20年度の大会から重要な農業・食料・環境・エネルギー問題に絞り込んで、当該問題が最も深刻に現れている地域を選定して地方大会を計画することとした。

平成 20 年度の地方大会は、新たな農業政策の目玉として展開されている品目横断的経営安定対策を取り上げ、日本の基本食料の生産を支える担い手経営の持続的な発展を阻害している要因の解明と、当該問題解決のための戦略、技術革新、政策展開、そして地域としての取り組みの方向について検討し、問題解決の方途を総合的な視点から提案するとともに、成果を広く発信していきたい。

#### (審議事項2)

#### 学会賞について

実践総合農学会会員の優れた業績を表彰する事業につきましては、会則第4条4ならびに表彰規定に定められております。これに拠れば、学術賞、奨励賞、実践賞という3つの賞が創設されています。

これまでは、学会発足後間もないため、学会賞の選定作業は進めてきませんでしたが、会員の研究活動が活発化しておりますので、より一層の活発化を支援するため、本年度から会則、表彰規定に則り学会賞選考員会、実践賞選考員会を発足させ、表彰事業の具体的な推進を図ります。

### <財務・会計委員会>

・会費値上げの検討

#### <学術委員会>

- ・総説論文の体系的な掘り起こし
- ・研究論文の掘り起こしと迅速な審査システムの構築
- ・報告論文の掘り起こしと迅速な審査と掲載
- ・特集論文の掘り起こしと迅速な審査と掲載

#### (審議事項3)

#### 編集規定の変更について

実践総合農学会機関誌「食農と環境」も誌面充実を図り第4号を刊行し、多くの読者の方々から多くの反響をいただいています。特に、学術論文の投稿が最近急速に増えてきており、関係者一同うれしい悲鳴をあげております。

こうした情勢を受けて、さらに紙面充実を図り「食農と環境」のステータスを高めるとともに、会員各位のさらなる研究成果発表の場の創造と迅速な審査体制を確立すべく、編集規定の改訂を提案します。

#### 1. 学術委員会の改組について

現在の委員、委員幹事の2重構造を解消し、現在の委員長と委員幹事で論文審査を行うこととし、旧委員は今期で任期満了といたします。なお、「代表幹事」は「幹事」に名称変更します。改組理由は、現在の委員、委員幹事の2重構造であると、委員数が多すぎ日常的な審査業務にかかわる連絡調整を効率的に行うことができないためです。(委員会名簿参照)

#### 2. 新たな論文種類の新設について

「特集論文」を新設します。「特集論文」は、学術委員会が企画する特集テーマを中心に、総説論文と 特集論文数編の依頼論文を組み合わせて構成するものです。農村計画学会など他学会でも実施しています。 特集論文のボリュームは、研究論文よりやや少な目としますが(6ページ前後)、審査方法や体裁は研究 論文に準ずるものとします。

#### 3. 関連諸規定の改正

上記1,2に対応して,学術委員会内規,審査要領,論文担当者の役割(内規)を改訂します。(学術委員会内規,審査要領,論文担当者の役割)

#### 4. 執筆要領の改正

なお、執筆要領については、これまでの刊行スタイルに合わせて、参考文献の年次の記載方法とページ の記載方法を修正しました。

#### 5. 審査料について

これまで審査料の支払いに関する規定がありませんでしたので、外部(学会員外)の方に審査員を依頼した場合のみ、論文の種別に関係なく3,000円(図書カード)支払うという申し合わせを作成いたします。

### 6. 審査者の選定について

審査の公正を期すため,論文担当者が審査者を選定する際の申し合わせを作成いたします。

# 2008 年度実践総合農学会第3回地方大会(角田)プログラム

開催日時: 2008年12月13日(土)~14日(日)

開催場所:宮城県角田市市民センター

〒981-1505 宮城県角田市角田字牛舘 10 TEL 0224-63-2221 FAX 0224-63-2250

# 第 1 日目 12 月 13 日 (土) シンポジウム

(開催場所:角田市市民センターホール)

受付 12:30~13:00 開会 13:00 会長挨拶 実践総合農学会会長 山極 榮司 13:00~13:10 来賓挨拶 角田市長 大友 喜助 13:10~13:20 東京農業大学長 大澤 貫寿 13:20~13:30 基調講演 : 浅見 紀夫 (株式会社一ノ蔵代表取締役名誉会長)

講演テーマ:酒と米が支える日本の農業・文化 13:30~14:30

シンポジウム 14:30~17:45

### テーマ:日本の水田農業の担い手・経営・技術・政策の未来を探る

(ねらい)

21世紀の日本の水田農業の未来像を担い手・経営・技術・政策という4つの角度から総合的に展望する。

(パネラー)

水田農業の担い手経営の課題と未来像

面川 義明(角田市大規模水田作農家) 14:30~15:00

集落営農の課題と未来像

佐藤 清一 ( (有) 耕谷アグリサービス代表) 15:00~15:30

休憩 15:30~15:45

水田作経営の課題と未来像

梅本 雅 ((独)中央農業総合研究センター農業経営研究チーム長) 15:45~16:15 水田作経営を支える新技術の開発と未来

寺島 一男((独)中央農業総合研究センター(北陸研究センター)研究管理監)

 $16:15\sim16:45$ 

水田農業を支える政策の現状と展望

雨宮 宏司(農林水産省生産局農業生産支援課長) 16:45~17:15

司会: 十田 志郎 (東京農業大学教授)

総合討議 17:15~17:45 懇親会 18:00~20:00

角田市の農産物、特産品、一の蔵の銘酒を大いに堪能していただきます。

# 第2日目 12月14日(日)地域課題シンポジウム, 個別研究報告

**地域課題シンポジウム**(開催場所: 角田市市民センター第1会議室) 9:00~12:00

テーマ:担い手農家が描く日本の農業の姿と本当に必要な政策とは

パネルディスカッション

テーマ : 角田市農業振興公社とあぶくま農学校活動の夢

パネラー:佐藤清吉(前角田市長),小松光一(あぶくま農学校塾長)

菅野 純一(前角田市農業振興公社事務局長)

あぶくま農学校百姓先生

コーディネーター:門間 敏幸(東京農業大学教授)

(内容)

全国的にユニークな活動を展開している角田市農業振興公社とあぶくま農学校の活動状況、理念、 そして百姓先生方の農業、農村、農政に対する思いを自由闊達に論議する。

**個別研究報告**(開催場所: 角田市市民センター第2会議室) 9:00~12:00 (内容)

食・農・環境に関わるユニークな実践事例、研究成果を報告する。

#### (参考資料1)

### 2008 年度 実践総合農学会学術委員会委員

委員長 陽 捷行(北里大学)

委員 雨木 若慶 (東京農業大学農学部農学科)

委員 坂田 洋一 (東京農業大学応用生物科学部バイオサイエンス学科)

委員 藤本 尚志 (東京農業大学応用生物科学部醸造科学科)

委員 関岡 東生 (東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科)

委員 寺内 光宏 (東京農業大学国際食料情報学部食料環境経済学科)

委員(幹事) 平尾 正之(東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科)

委員 調整中 (東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科)

委員 小栗 秀 (東京農業大学生物産業学部生物生産学科)

# <編集委員会・技術開発委員会>

●学会誌『食農と環境』第6号の編集と刊行

<トップリーダーインタビュー>

<富士宮大会 特集>

シンポジウム、地域課題シンポジウム

<研究論文>, <報告論文>

#### (参考資料 2)

# 実践総合農学会会則

(総則)

- 第1条 本会は実践総合農学会と称する。但し、実践総合農学とは、自然環境と動植物並びに人間の共生 関係を実践的・総合的にとらえ、現代の専門・細分化した諸学の領域を横断的に連携・統合させ、食料、 環境、資源エネルギー、健康に関わる問題を実践的・総合的に解明しようとする新学問分野をいうもの とする。
- 第2条 本会は事務局を東京農業大学総合研究所内に置く。

(目的及び事業)

- 第3条 本会は実践総合農学に関する理論・応用ならびに実践に関する研究・啓蒙活動を行い、学術・文 化の発展、ならびに食料の安定的な確保、人類の健康確保、循環型・環境共生社会の創造に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達するため、下記の事業を行う。
  - 1 研究発表会、学術講演会などの開催。
  - 2 実践総合農学に関する研究及び調査。
  - 3 機関誌及び学術図書などの刊行。
  - 4 実践総合農学の発展に貢献した者の表彰。
  - 5 その他目的を達成するために必要な事業。

(会員)

- 第5条 本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。会員はこれをわけて正会員, 学生会員, 購読会員, 賛助会員及び特別会員とする。
  - 1 正会員は、本会の目的に賛同する個人で、別に定める年会費を納入する者とする。

- 2 学生会員は、本会の目的に賛同する学生(大学またはこれに準ずる学校在籍者、および大学院生)で、別に定める年会費を納入する者とする。
- 3 購読会員は、本会機関紙『食農と環境』を別に定める購読料を納入して定期購読する個人、機関、団体とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、別に定める賛助会費を納入する機関、団体とする。
- 5 特別会員は、本会の発展に功績のあった正会員で理事会の推薦した者とする。特別会員は会費を免除 する。
- 第6条 本会に入会しようとする者は、その年度の会費を添えて別に定める入会申請書を提出し、理事会 の承認を得るものとする。会費を納めない者、本会の運営に著しい不都合を生じさせた者は、理事会の 議を経て除名されることもある。

(役員)

- 第7条 本会に役員として会長1名,副会長若干名,理事,監事ならびに事務局長を置く。理事は,総会において選任・承認をされるものとする。理事会は会長,副会長を互選するとともに,監事,事務局長を選任し、会員に報告する。役員の任期は1期2年とし、重任は2期をこえないものとする。
- 第8条 本会の会務遂行のため常任理事若干名を置く。常任理事は理事の互選とし、会長が委嘱する。
- 第9条 役員の任務は次のとおりとする。
  - 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 常任理事は常置委員会の運営並びに担当の会務を執行する。
  - 4 理事は重要な会務を審議する。
  - 5 監事は本会の経理を監査する。
  - 6 事務局長は、会長、副会長、常任理事と連携して、会の円滑な運営と会員サービスなど日常業務の 執行に当たる。

(顧問及び参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会費を免除され、会務運営に関する重要事項について会長の諮問に応じる。

(幹事)

第11条 本会に幹事を置くことができる。幹事は常任理事,事務局長の指示を受け,会務の実行及び会員相互の連絡調整等にあたる。

(総会)

- 第12条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。なお、会長および理事会が必要と認めた時は、会長は臨 時総会を招集することができる。
- 第13条 総会は本会の事業報告,決算報告,監査報告の承認,役員の選出,事業計画及び予算の決定,会 則の改正,その他重要な案件の承認,決定を行う。
- 第14条 総会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 (理事会及び常任理事会)
- 第15条 理事会は会長、副会長、理事によって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 第16条 理事会は委任状を含め、現理事数の2分の1の出席によって成立する。
- 第17条 常任理事会は会長、副会長及び常任理事によって構成し、必要に応じて会長が招集する。 (委員会)
- 第18条 本会の会務を遂行するため、総務委員会、財務・会計委員会、学術委員会、編集委員会、技術開発委員会を置く。なお、委員会は常任理事並びに会長が指名した理事及び会員により構成される。
- 第19条 上記委員会の他、必要に応じて学会賞選考委員会等を置くことができる。
- 第20条 各委員会の規定は別にこれを定める。

(会計)

- 第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。
- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

(会則の変更)

第23条 会則の改正は、総会の決議において行うものとする。

(附則)

本会則は平成16年11月28日から施行する。

### (参考資料3)

# 実践総合農学会役員名簿

顧問

元・農林水産省農林水産技術会議事務局長 西尾 敏彦

(社)農林水產技術情報協会名誉会長

松田藤四郎東京農業大学理事長、元・日本学術会議会員 山崎耕宇東京大学名誉教授、元日本学術会議会員

会長

山極 榮司 前・(社)大日本農会会長・現顧問、初代日本農業普及学会会長・現顧問

副会長

大澤 貫寿 東京農業大学長 陽捷行 北里大学副学長

三輪 睿太郎 東京農業大学教授、前(独)農業・生物系特定産業技術研究機構理事長

監事

清水 昂一 東京農業大学副学長 武政 邦夫 (社) 大日本農会会長

事務局長

○門間 敏幸 東京農業大学教授

理事

秋岡 伸彦 元・読売新聞社論説委員 ○石原 邦 東京農工大学名誉教授 伊藤 雅夫 東京農業大学教授

○岩元 明久

農林水産省東海農政局長 NPO 法人「農と自然の研究所」代表 宇根豊 ○梅本 雅 (独)中央農業総合研究センターチーム長 大沢 一彦 日本食研(株)代表取締役技術研究所長 大橋 欣治 鹿島建設専務取締役技術研究所長

○大村 直巳 ほねぶとネット代表 面川 義明 農業経営・宮城県 ○加藤 義松 農業経営・東京都 梶谷 きよみ 農業経営・広島県 ○小泉 幸道 東京農業大学教授

幸田 シャーミン 国際連合広報センター所長

○駒村 正治 東京農業大学教授

小室 直義 富士宮市長

澤田清 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課政策情報分析官

○進士 五十八 東京農業大学教授,日本学術会議会員

○陶山 一雄 東京農業大学教授 滝川 嘉彦 名古屋文理大学学長

田辺正官 農事組合法人日進温室組合理事長・組合長 ○豊原 秀和 メルカード東京農業代表取締役

中川 昭一郎 元・農林水産省農業土木試験場長、元・日本学術会議会員第6部長

中村 桂子 JT 生命誌研究館館長

林 良博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 原 剛 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 星 寛治 農民作家・詩人、農民文学誌「地下水」同人

○牧 恒雄 東京農業大学教授 養茂 寿太郎 熊本県立大学理事長 茂木 友三郎 (株)キッコーマン会長○安原 義 東京農業大学教授

八日市屋 敏雄 (株)フリーデン代表取締役社長

○印は常任理事

### (参考資料4)

# 実践総合農学会各種委員会委員名簿

I 総務委員会 (大会・シンポジウム・理事会運営等)

委員長:鈴木 俊

Ⅱ 財務・会計委員会

委員長:板垣 啓四郎

Ⅲ 学術委員会(学術論文の審査)

委員長:陽 捷行 幹事:平尾 正之

IV 編集委員会(学会誌「食農と環境」の編集全般の企画実行)

委員長:門間 敏幸

V 技術開発委員会(特集などで取り上げる新技術の発掘)

委員長:後藤 逸男

### 事務局からのお詫びとお願い

事務局の不手際でニュースレター第2号の発刊がおくれましたことを心からお詫び申し上げます。なにぶん実践総合農学会の歴史は浅く、地方大会の開催、新しいスタイルの学会誌『食農と環境』の発刊など、手探りでの学会運営が続いています。日本の農と食、そして環境を守る活動に実践的な視点から取り組む唯一の学会としてこれからも誠心誠意活動して参りますので、会員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、本学会も平成19年1月26日付けで「日本学術会議協力学術研究団体」に認定されました。また現在は日本農学会への加盟を進めております。こうした地道な活動が実を結び、着実に多様な会員の参加が増えてきております。こうした動きをさらに加速化するためにも、地方大会の開催、学会誌の充実を促進していく所存です。既に学会誌では様々なシンポジウムの報告、一般投稿論文、大会個別報告を査読した報告論文、そして学会としてその時々の重要な問題を取り上げた特集論文などを掲載してきました。

学会が活性化していくためには、会員の皆様による大会への積極的な参加、学会への論文投稿、そして学会活動改善のための様々な提案が必要不可欠です。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。